

姫路市教育委員会会議録（令和7年12月）

- 日 時 令和7年12月18日（木）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第41号 令和7年度姫路市一般会計補正予算（第5回 教育委員会事務局所管分）に係る臨時代理の承認について

議案第42号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第43号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について

議案第44号 姫路市立学校校区審議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第45号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について

議案第46号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

議案第47号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第4 報告

1 中学校部活動の地域展開（姫カツ）の進捗状況について

日程第5 次回委員会開催日時等

日程第6 その他

- 出席者（委員）久保田教育長、山下委員、森下委員、中野委員、三木委員
(事務局) 平山教育次長、濱田教育総務部長、藤保教育企画室長、
角倉学校教育部長、砂山生涯学習部長、藤岡総務課長、
加野学校施設課長、柳田教職員課長、中尾学校指導課長、
田渕健康教育課長、大西文化財課長
(書記) 杉本総務課係長、馬場総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって、提案のとおりといたします。

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定についてお諮りしたいと思います。

- まず、一括審議についてですが、議案第41号及び第42号は関連がありますので、一括審議としたいと思います。
これに御異議ございませんか。

(委 員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認め、議案第41号及び第42号は一括審議とします。

教育長

- 次に、公開又は非公開についてですが、議案第45号及び第47号は会議規則第15条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第45号及び第47号は非公開と決定します。

- | | |
|-------|---|
| 教育長 | ○ 会議の進行上、公開案件から審議いたします。 |
| 教育長 | <p>○ それでは、
 議案第 41 号 令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 5 回 教育委員会事務局所管分）に係る臨時代理の承認について
 及び
 議案第 42 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
 を一括審議します。
 事務局からこの件について説明してください。</p> |
| (事務局) | <p>○ (総務課長 議案第 41 号及び第 42 号について説明)
 この 2 件につきましては、令和 7 年第 4 回市議会定例会に議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。
 まず、「議案第 42 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について」からご説明いたします。
 「姫路市立学校職員の給与に関する条例」は、高等学校及び幼稚園の教育職員並びに指導主事の給与について定めたもので、この度の改正は、県において人事委員会の勧告に従い高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給与改定が行われること、並びに国家公務員の一般職の職員の給与改定を踏まえ、本市の一般職の職員の給与改定が行われることから、市立学校職員の給与について、同様の改定を行おうとするものでございます。また、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が改正されたことを受け、県において所要の改正が行われることから、市立学校職員の給与について、同様の改定を行おうとするものでございます。なお、改正は施行日ごとに 2 段階で行います。
 2 「改正の概要」の(1)は、本年 4 月 1 日に遡って適用する内容でございます。
 ア 「給料表の改定」でございますが、高等学校職員給料表及び指導主事給料表につきましては、県費負担教職員との均衡を図るため兵庫県の給料表に合わせて改正し、幼稚園職員給料表については、保育士との人事交流による均衡を保つため保育士に適用する本市の行政職給料表に合わせて改正を行おうとするものでございます。例えば、高等学校給料表においては、大卒初任給にあっては 13,400 円、高卒初任給にあっては 13,200 円を引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても昨年を上回る引上げ改定を行います。
 イの「宿日直手当の支給限度額の改定」でございますが、これは、職員の宿直勤務又は日直勤務について、現行の「4,400 円」のところ、「4,700 円」に引き上げるものでございます。
 次に、(2)は来年 1 月 1 日から施行する内容でございます。
 ア 「教職調整額の支給率の引上げ」でございますが、これは、高等学校職員給</p> |

料表及び指導主事給料表のそれぞれ 1 級から 3 級までの職員に適用する教職調整額の支給率を、下表のとおり給料月額の 4 %から 10%へ段階的に引き上げるものでございます。

次に、イの「管理職に対する加算措置」でございますが、アの教職調整額の引上げに伴い、教職調整額の支給がない管理職について、給料月額に加算額を措置するものでございます。

次に、ウの「教員特別手当の見直し」でございますが、教育公務員特例法の改正に伴い、教員特別手当を校務の種類に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して支給額を定めることとするものでございます。あわせて手当額の上限を現行 8,200 円から 7,700 円へと縮減いたします。

次に、(3)その他規定整理を行っております。

3 「施行期日等」でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、本年 4 月 1 日に遡及して適用することとしております。ただし、(2)の教職調整額の支給率の引上げ、管理職に対する加算措置及び教員特別手当の見直しにつきましては、来年 1 月 1 日から施行することとしております。

続きまして、「議案第 41 号 令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 5 回 教育委員会事務局所管分）について」をご説明いたします。

これは、先ほど説明いたしました条例の改正に伴い、給与が引き上げられることなどに係る補正予算で、教育委員会事務局所管の報酬給与費につきましては、補正額の歳出合計の欄に記載のとおり、総額で 296 万 6,000 円の増額補正となっております。

○ この件について、各委員は質疑を願います。

○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第 41 号 令和 7 年度姫路市一般会計補正予算（第 5 回 教育委員会事務局所管分）に係る臨時代理の承認について
及び

議案第 42 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員) [挙 手]

○ 全員賛成と認め、議案第 41 号及び第 42 号は、報告のとおり承認しました。

○ 次に、

議案第 43 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

- (事務局) ○ (総務課長 議案第 43 号について説明)
この議案についても議案第 41 号及び第 42 号と同様に、令和 7 年第 4 回市議会定例会に議案として提出する必要があったことから、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第 3 条の規定に基づき教育長が臨時に代理したので、それを報告し、承認を求めるものでございます。
「1 改正の理由」でございますが、兵庫県において公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例が改正され、令和 8 年 1 月 1 日から手当の額の引上げが行われることから、市立学校職員の特殊勤務手当について、同様の改定を行おうとするものでございます。
「2 改正の概要」でございますが、教員特殊業務手当の額の引上げでございまして、幼児又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務及び幼児又は生徒に対する補導業務に従事した場合における同手当の額について、それぞれ現行の 7,500 円から 8,000 円に引き上げようとするものでございます。
「3 施行期日」でございますが、来年 1 月 1 日から施行することとしております。
- 教育長 ○ この件について、各委員は質疑を願います。
- 教育長 ○ それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 43 号 姫路市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。
- (委 員) [挙 手]
- 教育長 ○ 全員賛成と認め、議案第 43 号は、報告のとおり承認しました。
- 教育長 ○ 次に、
議案第 44 号 姫路市立学校校区審議会規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局) ○ (学校指導課長 議案第 44 号について説明)
まず、「1 改正の理由」でございますが、校区審議会の委員構成について、関係諸団体の代表者の役職を「会長」又は「会長及び副会長」と規定していることにより、男性委員の比率が高くなる状況にあります。これを踏まえ、姫路市男女共同参画推進条例第 14 条の規定に基づき、女性の登用促進を図るとともに、役職を会長や副会長に限定せず、様々な意見を求めるため、見直しを行うものでございます。

次に「2 改正の概要」でございますが、関係諸団体の代表者について、役職を限定せず、各団体からの推薦により委員の選出が可能となるよう役職名を削除します。

次に「3 施行期日」でございますが、公布の日から施行いたします。

- 教育長 この件について、各委員は質疑を願います。

(問) 公布はいつの予定ですか。

(答) 本日の教育委員会で可決されましたら、速やかに公布の手続をします。

- 教育長 それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第44号 姫路市立学校校区審議会規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員) [挙 手]

- 教育長 全員賛成と認め、議案第44号は、原案のとおり可決しました。

- 教育長 次に、
議案第46号 契約の締結に係る臨時代理の承認について
事務局からこの件について説明してください。

○ (事務局) (学校施設課長 議案第46号について説明)
姫路市立大津茂小学校屋内運動場長寿命化改修等（建築）工事に係る工事請負契約に関する意見の申出について、姫路市教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則第3条の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、報告し、承認を求めるものでございます。

工期は令和9年2月26日限り、契約金額は2億8,050万円、契約の相手方は株式会社正光、契約方法につきましては一般競争入札でございます。

工事の概要でございますが、屋内運動場につきまして、長寿命化改修工事により、老朽化した施設のリニューアルを実施いたします。また、給食室につきましては、エアコンを設置するとともに、児童が給食を取りに行く際の動線を良くするために、給食室の出入り口を増やし、渡り廊下を設置いたします。

- 教育長 この件について、各委員は質疑を願います。

- 教育長 それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第46号 契約の締結に係る臨時代理の承認について

報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 46 号は、報告のとおり承認しました。

教育長

- 次に、
報告事項の 1 中学校部活動の地域展開（姫カツ）の進捗状況について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- （健康教育課長 報告事項の 1 について説明）

姫カツクラブの登録団体と指導者について、令和 7 年 4 月 19 日から 7 月 31 日まで一次募集、9 月 12 日から 10 月 17 日まで二次募集を行った結果、101 団体を登録しています。今後は、協会・連盟が実施主体となる競技、文化部、姫カツ連携活動を含めて、さらに体制を整え、想定される諸課題への対応策とともに、生徒・保護者、関係者への周知に努めてまいります。

「1 姫カツクラブ登録団体の状況」のうち、(1)一次・二次募集を行った競技の登録団体数は、軟式野球が 19、そのうち女子チームが 1、サッカーが 21、そのうち女子チームが 1、男子バレーが 8、女子バレーが 10、男子バスケットボールが 11、女子バスケットボールが 10、剣道が 14、ソフトボールが 3、卓球が 5 となっております。今後、登録団体同士の協議により合同で活動する場合もあり、団体数は変動します。

(2) 協会・連盟が実施主体となる競技については、陸上競技は、エリア別の姫カツクラブを 10 か所程度設立できるよう、協会が指導者を募集・配置する予定です。水泳競技は、エリア別の姫カツクラブを夏季は 3 か所程度、冬季は全市単位の 1 か所で練習する予定です。体操競技は、安室中学校を拠点に全市単位の姫カツクラブを 1 か所設立予定です。ソフトテニスは、各校区単位で姫カツクラブを 25 か所程度設立できるよう、協会が指導者を募集・配置する予定です。柔道は、山陽中学校・灘中学校・朝日中学校を拠点に姫カツクラブを 3 か所設立できるよう、協会が指導者を募集・配置する予定です。相撲は、全市単位又は灘中学校・網干中学校で姫カツクラブを設立できるよう連盟と協議中です。

(3) 文化部活動種目についてですが、吹奏楽は、西播吹奏楽連盟姫路中学支部が主体となり、姫カツクラブを 20 か所程度設立できるよう、連盟が指導者を募集・配置する予定です。コーラスは、学校・指導者と協議し、休日の地域展開を実施する予定です。その他の文化部については、現在のところ休日の地域展開は予定しておりません。

「2 姫カツ連携活動」ですが、独自運営を行う民間団体等と連携した活動でございます。令和 8 年 1 月 18 日まで募集中ですが、公民館講座ではペタンクやドローン操作など、市民センター教養講座では書道や生け花など、スポーツクラブ 21 ではバドミントンやフットサルなど、民間団体等では少林寺拳法やブレイ

クダンス、アーバンスポーツなどに加えて、市の各部署が所管する講座などが登録の予定となっています。

「3 指導者バンク」ですが、専門的な知識や経験、技能等を有する指導者を各姫カツクラブとマッチングするもので、現在15件の登録となっております。

「4 今後のスケジュール」ですが、令和7年12月中には、姫カツクラブの活動場所等を公表いたします。令和8年1月に、姫カツシンポジウム、各校の姫カツ連絡担当者会、新入生説明会と在校生説明会を各校で実施します。2月に登録団体及び指導者への第1回事務説明会、5月に第2回事務説明会を実施するとともに、姫カツクラブ参加者受付を開始します。8月は学校部活動・姫カツクラブ連携交流期間として、9月に向けての密な交流や引継ぎの期間とします。9月からは休日の姫カツクラブ活動が開始となります。

「5 姫カツシンポジウム」ですが、日時は令和8年1月10日土曜日の13時30分から、会場はアクリエひめじ中ホール、対象は生徒、保護者、姫カツクラブ・姫カツ連携活動登録団体等、内容は、第一部で姫カツに関する保護者向け説明、第二部で「地域展開が創る新たな価値と可能性とは」をテーマにパネルディスカッションを開催します。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

現時点で101団体に登録していただいているが、民間団体であったり個人であったり、質にばらつきがありますので、安全管理体制や事故の際の保険、ハラスメント対応等について、教育委員会としてどのように審査・監督していく予定ですか。

(答)

怪我をしたときのスポーツ安全保険には賠償保険が付加されていますので、生徒には必ず入っていただくようにします。指導者には、市主催の研修を必ず受けていただくことにしており、研修を充実させていきたいと考えています。また、指導者の行いに対する相談窓口についても設置する予定です。

(意見)

ハラスメント研修を行っていても、実際にはハラスメント関係の事件が起きたり、事故に関しても、研修を受けただけで安全を担保できるわけではないので、持続的に安全安心を担保していくような仕組みを構築できるよう期待しています。

(問)

「一次・二次募集を行った競技」と「協会・連盟が実施主体となる競技」を分けているが、最初から競技によって決まっているのですか。

(答)

姫路市スポーツ協会から、指導者を募集して活動団体を設置していくと申し出でいただいた競技が「協会・連盟が実施主体となる競技」、協会から申出がなく、教育委員会事務局で独自に広く募集を行った競技が「一次・二次募集を行った競技」となります。

(問)	姫カツ連携活動である公民館講座や市民センター教養講座等については、学生以外の一般参加者と一緒に活動するのですか。
(答)	公民館等で実施している既存の講座の中で、中学生も一緒に活動してもよいという受入れの意志を示していただいたところに姫カツ連携活動として登録していただいており、多世代交流を目的にしています。
(意見)	多世代交流自体は良いことだと思いますが、例えば、一般参加者と学生が連絡先を交換して活動以外の場で会うなどのトラブルも起りうると思いますので、トラブルが起らぬようルールづくりが必要になってくると思います。
(答)	受け入れていただく団体に対して、連携活動における交流について留意していただきたいことなどはお知らせしておく必要があると感じています。
(問)	習い事のように公民館等で実施している文化教室を活用するのは一つの方法だと思いますが、本来クラブ活動は、同世代の中で先輩、後輩の関係性があり、それぞれ役割をもちながら教え教えられ、共に活動することに大きな意味合いがあると思いますので、そういう意味で考えると、多くの学校の生徒が集まる複合的な文化教室としての姫カツの場にすることが、本来あるべき姿だと思います。 色々な年代の人と活動するのも、それはそれで様々な刺激を受けられる機会だと思いますが、民間の習い事や各種文化教室を紹介するので、そこに参加してくださいという形では、一般の習い事に参加するのと何が違うのですか。
(答)	今ある部活動の種目以外に、ニュースポーツやピアノなどいろいろなことに取り組んでいる子供たちもたくさんいます。そういったところでの活躍もそれぞれに素晴らしい価値があると思います。連携活動では中学生が活動できる色々な選択肢を紹介し、多様なニーズに応える、姫カツクラブでは今まで部活動でやっていた学びを継承するという意味合いが強いです。
(意見)	文化部活動種目としては、吹奏楽とコーラスだけを姫カツクラブで残し、それ以外は、活動の場を紹介していくことになっていますが、今の方針だと、吹奏楽とコーラス以外はしないとの同じだと思います。学校の部活動だからこそ、刺激し合って、仲間ができて、交流ができていたので、連携活動においても、生徒世代を集めた別の日程を組んで、ユニット分けをして、部活動の外部移行という形の扱いをしてもらえるのであれば意味があると思います。
(答)	段階的に地域移行していくこととしており、まずは休日から地域展開ということになっていますので、平日しか行っていない文化部をどのように展開していくのかについては、これから課題の一つだと思っています。

(意見)	完全移行にはリミットがありますので、それまでに形を作らなければ、結果としてなくなってしまうことにもなりかねません。できるだけ数多くの活動を、部活動としての移行であるという位置づけが保てるような組み立てをお願いします。
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の 1 についてはこれで了承したいと思います。 <p>・・・ [非公開案件の審議] ・・・</p>
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に、日程第 5 次回委員会開催日時等を議題といたします。 事務局より説明してください。
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次回の定例教育委員会を、1月 22 日木曜日の午後 2 時に開催していただきた いと思います。
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、1月 22 日木曜日の午後 2 時に開催することに御異議ございませんか。
(委 員)	[異議なしの声あり]
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については1月 22 日木曜 日の午後 2 時に開催することといたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。 ○ それでは、日程第 6 その他に入りたいと思います。 ○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
(事務局)	[特になし]
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いた します。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 散 会 (午後 14 時 46 分)